

様式 1

事 業 報 告 書
(自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人真美会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の
☐を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 大阪市旭区新森四丁目 13 番 17 号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和 52 年 1 月 26 日 (社会医療法人 平成 21 年 1 月 1 日)

- (4) 設立登記年月日 平成 52 年 1 月 26 日 (社会医療法人 平成 21 年 1 月 5 日)

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	木野 稔	中野こども病院管理者
理 事	荒木 敦	
同	村上 貴孝	
同	後藤 淑子	
同	大前 道和	
同	木野 昌也	社会医療法人仙養会 理事長 (北摂総合病院院長)
監 事	幸谷 鉄夫	
同	野村 秀雄	

- 注)) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 47 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	中野こども病院	大阪市旭区新森四丁目13番17号	一般病床 79床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床
診療所	該当なし		一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設	該当なし		入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
病児・病後児保育事業 【大阪市委託事業】	大阪市旭区新森四丁目13番17号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
不動産業	大阪市旭区新森四丁目59番8 (地番)	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 平成 30 年 5 月 29 日 社員の入社
理事及び監事の任期満了による改選
退職慰労金の承認
- 平成 30 年 6 月 26 日 平成 29 年度決算の承認
平成 29 年度末剰余金の処理を決定
- 平成 31 年 3 月 26 日 中期計画(2019 年度～2023 年度)の承認
平成 31 年度事業計画の承認
平成 31 年度収支予算の承認
平成 31 年度の借入金の最高限度額の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) そ の 他

(医療機器等購入)

- ① 自動血球分析装置 (シスメックス XN-350) 1 台
- ② 超音波診断装置 (キャノン CUS-X200G/JA) 1 台
- ③ 生化学自動分析装置 (キャノン Accute RX TBA-400R) 1 台
- ④ 医用画像保存装置 (PACS) (キャノン TFS-01FV/FS) 1 台

(その他備品等)

- ① 会議室チェア (コクヨ CR-GA2463F6L7E6-W) 10 脚
- ② 新館屋上自立型オーニング (タカ リパーロ) 1 式
- ③ デスクトップパソコン 27 台
- ④ ノートパソコン 25 台

(ソフトウェア)

- ① データ提出加算管理用ソフトウェア 1 式
- ② 情報セキュリティ対策ソフトウェア (SKYSEA) 1 式

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 社会医療法人 真美会
所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(平成31年3月31日現在)

1. 資 産 額	3,890,419 千円
2. 負 債 額	1,265,645 千円
3. 純 資 産 額	2,624,774 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,473,903
B 固 定 資 産	2,416,516
C 資 産 合 計 (A + B)	3,890,419
D 負 債 合 計	1,265,645
E 純 資 産 (C - D)	2,624,774

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
それぞれの項目の数字を四捨五入しているため、A + B = C とならない場合がある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 真美会

※医療法人整理番号

所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

貸 借 対 照 表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,473,903	I 流 動 負 債	231,501
現 金 及 び 預 金	1,112,022	買 掛 金	16,915
事 業 未 収 金	344,103	短 期 借 入 金	60,828
未 収 入 金	1,802	未 払 金	80,410
た な 卸 資 産	11,861	預 り 金	27,869
前 渡 金	360	賞 与 引 当 金	44,400
前 払 費 用	2,044	未 払 法 人 税 等	70
短 期 貸 付 金	1,650	未 払 消 費 税 等	1,007
立 替 金	60	II 固 定 負 債	1,034,143
II 固 定 資 産	2,416,516	長 期 借 入 金	785,695
1 有 形 固 定 資 産	2,399,660	退 職 給 付 引 当 金	192,648
建 物	1,300,328	役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金	55,800
構 築 物	30,156	負 債 合 計	1,265,645
医 療 用 器 械 備 品	60,323	純 資 産 の 部	
そ の 他 の 器 械 備 品	19,541	科 目	金 額
土 地	989,310	積 立 金	2,624,774
2 無 形 固 定 資 産	14,956	設 立 等 積 立 金	507,378
ソ フ ト ウ ェ ア	14,956	繰 越 利 益 積 立 金	2,117,395
3 そ の 他 の 資 産	1,900		
出 資 金	1,100	純 資 産 合 計	2,624,774
差 入 保 証 金	800	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,890,419
資 産 合 計	3,890,419		

(注)1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人 真美会

※医療法人整理番号

所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

損 益 計 算 書
(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	2,064,873
2 事業費用	1,910,789
本来業務事業利益	154,083
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	40,319
2 事業費用	42,238
附帯業務事業利益	△ 1,918
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	960
2 事業費用	—
収益業務事業利益	960
事業利益	153,125
II 事業外収益	
受取利息、受取配当金	126
III 事業外費用	
支払利息	10,553
経常利益	142,698
IV 特別利益	
その他の特別利益	3,656
V 特別損失	
固定資産除却損	0
その他の特別損失	54,450
税引前当期純利益	91,904
法人税・住民税及び事業税	70
当期純利益	91,834

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

添付書類 6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人 真美会

申請者名： 理事長 木野 稔 印

住 所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	6人	2人	25%	1人	16%
監 事	2人			1人	0%
社 員	6人	2人	33%		
評議員	人	人	%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号二）

（該当する項目欄の口にチェックすること。）

☒ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	① 理事長は年間3,600万円を超えない額とする。
	② 法人の常務に専従する理事は年間1,200万円を超えない額とする。
	③ その他の理事は、出務1日当たり3万円を支給する。
監 事	出務1日当たり3万円を支給する。
評議員	該当なし

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準
役員報酬規程

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は 特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の 有無
施設の利用	① 看護師寮の利用（寮管理規程に基づき入居を許可し、寮費を徴収しており特別の利益の供与ではない。）	有 ・ 無
	② 院内保育所の利用（保育園運営規程に基づき利用を許可し、保育料を徴収しており特別の利益の供与ではない。）	有 ・ 無
金銭の貸付け	該当なし	有 ・ 無
資産の譲渡	該当なし	有 ・ 無
給与の支給	従業員に対する給与の支給（給与規程に基づき、労働の対価として支給するもので特別の利益の供与ではない。）	有 ・ 無
役員等の選任	社員総会で選任する。	有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営	該当なし	有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	3,890,419,676 円
B 純資産の額	2,624,774,005 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	67.5 %
D 控除対象財産の帳簿価額（イからハまでの合計額）	2,776,497,627 円
イ 本来業務の用に供する財産	2,665,746,884 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	0 円
ハ 収益業務の用に供する財産	0 円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	110,750,743 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	751,897,383 円
F 事業費用の額	1,910,789,733 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	該当なし	有 ・ 無
出 資	大阪府私立病院協同組合（出資金1,100,000円）	有 ・ 無
社団法人の社員権	該当なし	有 ・ 無
組合契約	該当なし	有 ・ 無
信 託	該当なし	有 ・ 無
外国の法令に基づく財産	該当なし	有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更		有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有 ・ 無
その他公益に反する事実		有 ・ 無

別 表

医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 真美会

申請者名： 理事長 木野 稔

住 所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
中野こども病院	大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号	小児救急医療

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

添付書類 5 (小児救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 真美会

申請者名： 理事長 木野 稔

住 所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	中野こども病院
病院の所在地	大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号
管轄保健所名	大阪市保健所

〔6歳未満の時間外等加算割合〕

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	24,482 件	A 66,291 件	90,773 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	① 0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	6,856 件	② 16,416 件	23,272 件
内 深夜加算の算定件数	2,981 件	③ 8,477 件	11,458 件
内 時間外加算の特例の算定件数	4,970 件	④ 13,598 件	18,568 件
上記以外の時間外等入院患者数	766 件	B 4,389 件	5,155 件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④+B) / A+B }		60.7 %	—

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類(救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。…時間外入院患者明細表

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 真美会

申請者名： 理事長 木野 稔

住 所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	中野こども病院
施設の所在地	大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号
管轄保健所名	大阪市保健所

1 診療科目

科 目	小児科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
22	79									22	79

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☒ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☐ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☒ 専用病床（ 2 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☒ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☒ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☒ 新生児用人工換気装置 ☒ 微量輸液装置 ☒ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☐ トリアージタッグ ☐ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数
該当なし				

(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
該当なし	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学士	事務職員	調理師	その他	計
定員	10		3	3		8		75		3				26		30	158
実人員	10		3	3		8		75		3				26		30	158
内特殊 関係者	3													2			5

5 勤務体制

	体 制	昼間（15 時現在）		夜間（3 時現在）		休日（15 時現在）	
		専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
医師	病院内		8		1		1
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内		8		1		1
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		2				1
	オンコール				1		
診療放射線技師	病院内		2				1
	オンコール				1		
臨床検査技師	病院内		5				2
	オンコール				1		
看護師	病院内		7		1		4
	オンコール						
合 計	病院内		24		2		9
	オンコール				3		
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内		24		2		9
	オンコール				3		

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無（有・無）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数（ 人）

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の有無（有・無）

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

社会医療法人 真美会

申請者名： 理事長 木野 稔

住 所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人 保健施設及び介護医療院 等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割 合 A／B
中野こども病院	1,910,789,733円	1,953,027,823円	97.8 %
合 計	① 1,910,789,733円	② 1,953,027,823円	97.8 %

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人 保健施設及び介護医療院 等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	診療 割合
中野こども病院	社会保険診療	1,898,688,692円	42,068,340円	1,940,757,032円	92.1%
	労災保険診療				
	健康診査	719,471円		719,471円	0.0%
	予防接種		7,267,640円	7,267,640円	0.3%
	助産				
	介護事業				
	その他	85,247,484円	79,429,348円	164,676,832円	7.8%
	計	1,984,655,647円	128,765,328円	2,106,153,335円	100.0%
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療	1,898,688,692円	42,068,340円	1,940,757,032円 ③	92.1% ⑩
	労災保険診療	0円	0円	0円 ④	⑪
	健康診査	719,471円	0円	719,471円 ⑤	0.0% ⑫
	予防接種	0円	7,267,640円	7,267,640円 ⑥	0.3% ⑬
	助産	0円	0円	0円 ⑦	⑭
	介護事業	0円	0円	0円 ⑧	
	その他	85,247,484円	79,429,348円	164,676,832円 ⑨	7.8% ⑮
	計	1,984,655,647円	128,765,328円	2,106,153,335円	100.0%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 合計③～⑨の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号口）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

健康保険法	0円	学校保健法	0円
船員保険法	0円	母子保健法	719,471円
国民健康保険法	0円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	0円	高齢者の医療の確保に関する法律	0円
地方公務員等共済組合法	0円		
私立学校教職員共済法	0円		
計	0円	計	719,471円
		健康診査に係る収入合計	⑩ 719,471円

（記載上の注意事項）

- ⑤が⑩と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	7,267,640円	麻疹	185,630円
臨時接種	0円	風しん	
		インフルエンザ	1,632,000円
		おたふくかぜ	1,196,040円
		ロタウィルス感染症	3,351,160円
計	7,267,640円	計	6,364,830円
		予防接種に係る収入合計	⑪ 7,267,640円

（記載上の注意事項）

- ⑥が⑪と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑮ 0 件	⑰ 0 円
分娩件数（⑮）×50万円		⑳ 0 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が⑰又は⑳の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計		計	円
		介護事業に係る収入合計	㉑ 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が㉑と一致すること。

8 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

9 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号二）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により 収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割 合 A/B
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要する 費用（投薬費を含む）	合 計 (B)	
中野こども病院	2,064,873,705円	1,248,469,227円	662,320,506円	1,910,789,733円	108.1%
合 計	② 2,064,873,705円	1,248,469,227円	662,320,506円	③ 1,910,789,733円	108.1%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計②が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計③が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 真美会

理事長 木 野 稔 殿

私たちは、社会医療法人 真美会の平成 30 会計年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。
その結果につき、以下のとおり報告します。

監査方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 元 年 5 月 30 日

社会医療法人 真美会

監 事

幸 谷 鉄 夫



監 事

野 村 秀 雄



独立監査人の監査報告書

令和元年6月 24 日

社会医療法人真美会

理事会 御中

公認会計士 金子明希司



当監査人は、医療法第 51 条第5項の規定に基づき、社会医療法人真美会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査人は、上記の社会医療法人真美会の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

社会医療法人真美会と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上